

武蔵村山市第二次スポーツ推進計画の策定について

このことについて、別添のとおり策定しましたのでお知らせいたします。

武蔵村山市 第二次スポーツ推進計画

令和4年度～令和13年度



スポーツだいすき むさしむらやま

令和4年3月

武蔵村山市教育委員会

目次

第1章 総論	1
第1節 スポーツの意義	2
第2節 計画策定の趣旨	3
第3節 スポーツの捉え方	5
第4節 計画の位置付け	6
第5節 計画の基本方針	8
1 計画の方針	8
2 計画の視点と目標	9
3 施策体系	10
4 計画期間	11
5 計画の推進	12
第6節 計画の策定体制	13
1 計画の策定体制	13
2 市民アンケート、関係団体アンケート等実施概要	14
第2章 本市のスポーツを取り巻く現状と課題	15
第1節 スポーツを取り巻く現状	16
1 人口	16
2 スポーツ活動団体、協会・支援団体	17
3 スポーツ施設、公園	18
4 将来の都市構造	19
第2節 これからの主な課題	20
第3章 スポーツ推進施策	29
方針1 スポーツの多面的な魅力の普及	30
1 地域スポーツ、スポーツ団体の活性化	30
2 「みる」スポーツと「支える」スポーツの普及	34
3 スポーツの気運を高める取組の充実	36
方針2 スポーツとレクリエーション環境の充実	38
1 公共スポーツ施設の整備・充実	38
2 スポーツとレクリエーションの身近な環境づくり	40
方針3 ライフステージに適したスポーツの普及	42
1 乳幼児期に家庭や地域で体を動かす習慣の定着	42
2 学齢期における運動習慣の定着	44
3 働き盛り世代の運動習慣の定着	46
4 壮年期・高齢期の運動機会の確保	48
方針4 スポーツを通じた自己実現の支援	50

1 障害者スポーツの環境づくり	50
2 競技スポーツの環境づくり	52
第4章 参考資料	55
1 武蔵村山市スポーツ推進策定計画懇談会	56
2 武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会	58
3 計画の策定経過	61

◎「障害者」の表記について

「障害者」には障害児（18歳未満）を含みます。

「障害者」は武蔵村山市障害者計画に準じて漢字で表記します。

第1章

総論

第1節 スポーツの意義

スポーツは、体を動かすという人間の本源的欲求に応えるとともに、爽快感や達成感等という精神的な充足や楽しみ、喜びをもたらします。

また、健康の保持増進や体力の向上を図るだけでなく、特に子供たちにとっては、心身の健全な発達を促し、自己責任・克己心（自制心）や社会規範、フェアプレーの精神等を身に付ける上で大きな効果があり、仲間や大人との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上や他人に対する思いやり等、豊かな人間性のかん養に資するものです。

一方、スポーツは可能性の追求という面をも持っており、アスリートの自己を高める努力は、人々に感動と勇気をもたらし、活力ある社会の形成に寄与することとなります。

さらに、身近な施設でスポーツ活動を行うことを通して、人々は互いに交流を深め合い、地域の連帯感の醸成にも資することとなります。

このように、スポーツを通し、地域住民との交流を楽しんだり、仲間たちと技を極めたり、子供たちの豊かな心と体を学校と地域で育んだりする等、スポーツは多様な意義を有しています。

人生 100 年時代を迎えた今日、スポーツの「力」が健康で活力に満ちた長寿社会の実現にとどまらず、地域の絆を育み、市民に夢と感動を与え、地域の新しい力の創造につながる等、まちの持続的な発展やより良い地域づくりにおいて必要な活動となっています。

今後もスポーツを生涯にわたって楽しむことを市民生活に欠かせない一つの文化として、また、シビックプライド*¹を醸成する活動としてより一層浸透させていくことが、これまで以上に重要になります。

*¹シビックプライドとは、地元を誇りや愛着を感じ、まちの発展やより良い地域づくりに貢献する気持ち。

第2節 計画策定の趣旨

武蔵村山市教育委員会（以下「本市教育委員会」という。）は、平成23年6月に制定された「スポーツ基本法」で定められたスポーツの理念を生かしたまちづくりに向けて、平成24年の「武蔵村山市スポーツ推進計画」策定、平成25年の総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」設立支援、同年「スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）ハンドボール競技会」の開催を経て、平成26年10月に「スポーツ都市宣言」を行う等、市民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進めてきました。

この度、令和3年度の「武蔵村山市スポーツ推進計画改訂版」（以下「前計画」という。）の計画期間満了を受けて、スポーツを文化として一層の浸透・定着を図るとともに、スポーツの「力」をまちづくりの推進力（エンジン）とすることを目指し、「武蔵村山市第二次スポーツ推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定するものです。

ポストコロナ社会^{*2}におけるスポーツを取り巻く状況や社会全体のデジタル化^{*3}等の社会潮流も踏まえ、スポーツを通じた地域の活性化、共生社会や支え合う地域の形成、持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ^{*4}）の推進といった本市の発展に貢献できるように多くの分野との連携を図り、市民と一体となって第二次計画を推進します。



「スポーツ都市宣言ロゴマーク^{*5}」



スポーツ都市宣言の式典（平成26年）

^{*2} ポストコロナ社会とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に新しい社会像を実現する取組。

^{*3} 社会全体のデジタル化とは、国民がデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会を目指し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めること。

^{*4} 持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ）とは、国連サミットで採択された世界共通の令和12年（2030年）に向けた目標。

^{*5} スポーツ都市宣言ロゴマークは、中央の大きな赤い丸は、「さまざまなスポーツ」、「地域社会」という2つの意味を持ち、子供から大人まで、すべての人々がスポーツを愛し、ともに楽しむ姿と、地域社会を支え合う姿を図案化している。

武蔵村山市スポーツ都市宣言

平成26年10月5日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活気に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。

スポーツは心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、市民が生涯にわたり健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。ここでは、老若男女、障害のあるなしに関わらず、すべての市民が気軽にスポーツに取り組むことの大切さをうたっています。

1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。

スポーツは人々の体力を向上させるとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等、人格の形成に大きな影響を及ぼすものです。ここでは、スポーツを実践することで強い心身をつくることの大切さをはじめ、スポーツに取り組む姿勢についてうたっています。

1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。

スポーツを通じて、賑わいと活力あるまちづくりを進めていくには、市民が豊かで健康的な生活を営むことが必要です。ここでは、スポーツを体験すること、スポーツを観戦することから市民が楽しみや生きがいを見出し、すべての市民が明るい生活を営むことの大切さをうたっています。

1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものです。こうしたスポーツの力を良好なコミュニティづくりに役立てるものの必要性をうたっています。

1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活気に満ちたまちをつくりましょう。

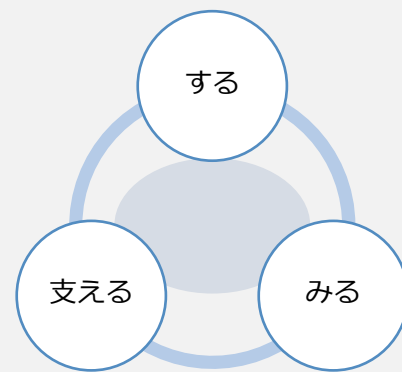
スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を迫る有意義な営みです。スポーツ選手の競技大会等での活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、市民のスポーツへの関心を高めるものです。ここでは、地域のスポーツイベントの開催や、市が生み出したスポーツ選手を皆で応援するといった機会により、スポーツを通じて地域の活性化を図るとともに、郷土愛を育むことの大切さをうたっています。

第3節 スポーツの捉え方

第二次計画のスポーツの捉え方は、スポーツ基本法、国の「第2期スポーツ基本計画」及び「東京都スポーツ推進総合計画」に準じ、スポーツを「する」こと、「みる」こと、「支える」ことを含めた幅広い範囲で捉えます。

(例) 今日のスポーツに含まれる活動

- 競技性の高いスポーツ、武道
- 散歩、ストレッチ、子供の外遊び
- レクリエーションスポーツ*⁶、ニュースポーツ*⁷、コミュニティスポーツ*⁸
- 意識的な身体活動（例 階段の昇降、一駅歩く）
- 自治会等の運動活動、eスポーツ
- スポーツ観戦（会場、テレビ、ラジオ、インターネット等）
- スポーツの応援（子供たちの指導・送迎）
- 大会運営の手伝い 等



【参考】スポーツの捉え方

■スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動である。

■国「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月） ※要約

スポーツには、競技種目のようなものだけでなく、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツ等、文化としての身体活動を意味する広い概念である。スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。

■東京都「スポーツ推進総合計画」（平成30年3月） ※第1章 第1編より抜粋

スポーツをルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動（相応のエネルギー消費を伴うもの）まで、その全てを幅広く含むものとして捉え、これまでスポーツに縁のなかった方にも気軽に親しんでいただくことを目指していきます。

*⁶レクリエーションスポーツとは、幼児から高齢者まで生涯を通じて誰でも気軽に楽しんでプレイできるスポーツ。

*⁷ニュースポーツとは、軽スポーツ、やわらかいスポーツとして、一般に勝敗にこだわらない気軽楽しむことを主眼とした身体運動。

*⁸コミュニティスポーツとは、地域住民が自発的に行い、地域の連帯を強める目的で行うスポーツ活動。

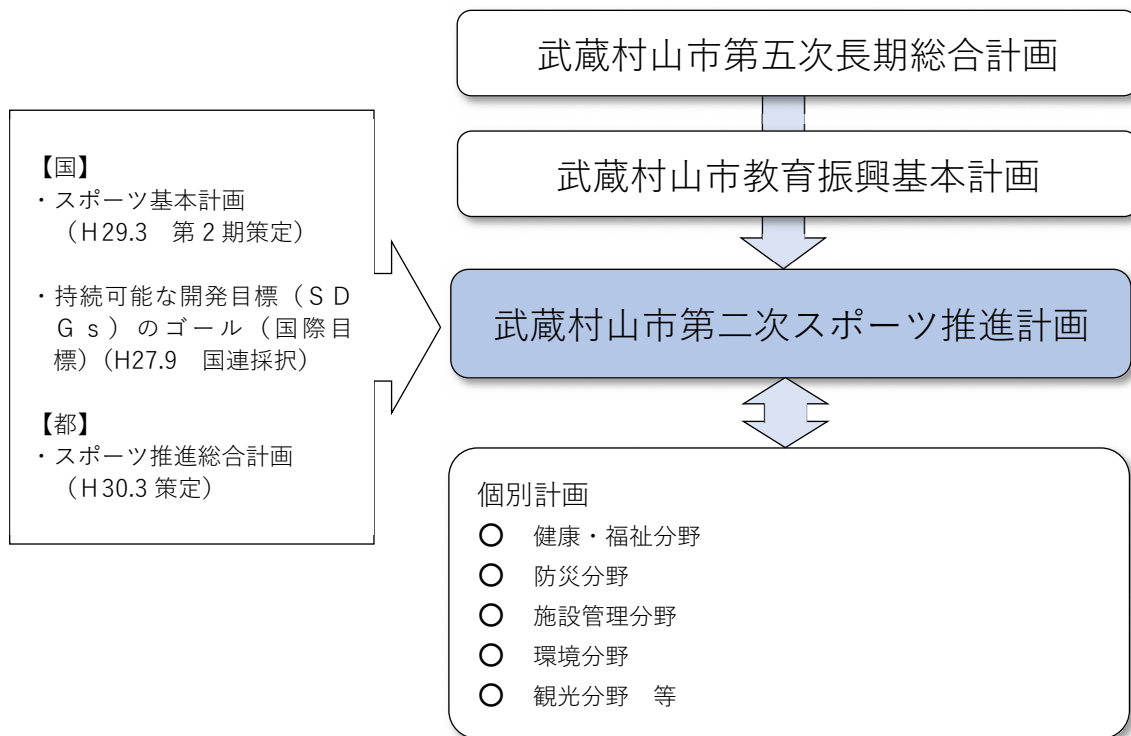
第4節 計画の位置付け

第二次計画は、スポーツ基本法第10条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」です。

本市においては、市政全体の最上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」（以下「本市総合計画」という。）並びに教育行政の最上位計画である「武蔵村山市教育振興基本計画」に基づく個別計画であり、スポーツ行政の指針に位置付けます。

第二次計画の策定及び推進に当たっては、スポーツ基本法、国の「第2期スポーツ基本計画」、「東京都スポーツ推進総合計画」等の内容を十分に踏まえるとともに、市政の分野毎の個別計画・事業との整合を図ります。

なお、第二次計画の推進に当たり、本市総合計画及び個別計画と連動し、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール（国際目標）に留意してスポーツ施策を推進します。



【参考】持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月に国連で採択された令和12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17のゴール（国際目標）です。国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

図表 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（国際目標）



図表 第二次計画に関連する持続可能な開発目標（SDGs）のゴール（国際目標）

アイコン	ゴールの名称等
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第5節 計画の基本方針

1 計画の方針

第二次計画では、競技スポーツのほか、気軽に体を動かす運動、障害者スポーツや健康増進等、スポーツを広い視点で捉えるとともに、本市の特性を生かし、市民のスポーツライフを計画的に創出することを目的とします。

そのための方策として以下の4つの方針を定め、中・長期的な視点に立ったスポーツ推進の基本的な施策として相互に連携させながら推進します。

- 方針1 スポーツの多面的な魅力の普及
- 方針2 スポーツとレクリエーション環境の充実
- 方針3 ライフステージに適したスポーツの普及
- 方針4 スポーツを通じた自己実現の支援

2 計画の視点と目標

計画の視点

本市総合計画の将来都市像は「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」です。この「誰もが活躍できるまち」の実現に向けてスポーツの持つ「力」を最大限に発揮し、市民、関係団体、企業、大学、行政が連携して生涯スポーツ社会を目指します。

スポーツを「する」ことはもちろん、「みる」こと、「支える」ことを含め、ポストコロナ社会や社会全体のデジタル化等の社会潮流を踏まえながら、市民が気軽に身近な場所で、誰もがいつでも運動やスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを展開していきます。

計画の重点目標

第二次計画では、市民、関係団体、企業、大学、行政が目指す目標を共有し、全市で一体となって生涯スポーツ社会の実現を目指すため、3つの重点目標を定めます。

目標① 運動・スポーツ実施率（18歳以上）70%以上を目指します。

目標② 子供たちのスポーツ活動を応援し、体力・運動能力を伸長します。

目標③ 身近な地域でスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境を充実します。

3 施策体系

計画の重点目標	①運動・スポーツ実施率（18歳以上）70%以上を目指します。 ②子供たちのスポーツ活動を応援し、体力・運動能力を伸ばします。 ③身近な地域でスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境を充実します。
---------	---



計画の方針	施策区分	施策
方針1 スポーツの多面的な魅力の普及	1 地域スポーツ、スポーツ団体の活性化	(1) 総合型地域スポーツクラブの運営支援
		(2) スポーツ団体等との連携
		(3) 各地区のレクリエーションスポーツ事業等の充実
	2 「みる」スポーツと「支える」スポーツの普及	(1) 「みる」スポーツの普及
		(2) 「支える」スポーツの普及
	3 スポーツの気運を高める取組の充実	(1) スポーツの気運を高める情報発信
		(2) スポーツにおける安全対策の普及
		(3) 持続可能な開発目標（SDGs）につながるスポーツ施策の推進
	方針2 スポーツとレクリエーション環境の充実	1 公共スポーツ施設の整備・充実
2 スポーツとレクリエーションの身近な環境づくり		○ スポーツとレクリエーションの身近な環境づくり
方針3 ライフステージに適したスポーツの普及	1 乳幼児期に家庭や地域で体を動かす習慣の定着	○ 乳幼児期に家庭や地域で体を動かす習慣の定着
	2 学齢期における運動習慣の定着	○ 学齢期における運動習慣の定着
	3 働き盛り世代の運動習慣の定着	○ 働き盛り世代の運動習慣の定着
	4 壮年期・高齢期の運動機会の確保	○ 壮年期・高齢期の運動機会の確保
方針4 スポーツを通じた自己実現の支援	1 障害者スポーツの環境づくり	○ 障害者スポーツの環境づくり
	2 競技スポーツの環境づくり	○ 競技スポーツの環境づくり

4 計画期間

第二次計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とします。

図表 計画期間

令和	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
武蔵村山市 長期総合計画	第五次（10年間 令和3～12年度）									次期計画→
武蔵村山市 教育振興基本計画	第三次（5年間 令和4～8年度）					次期計画				
武蔵村山市 スポーツ推進計画	第二次（10年間 令和4～13年度）									

※次期計画は予定

5 計画の推進

(1) 計画の推進体制

ア 庁内体制

本市教育委員会は、スポーツ文化の定着に向けたリーダーシップを発揮し、市民及び関係団体（地域、学校、スポーツ団体、大学、企業等）と一層の協力と連携を図り、第二次計画に基づく施策・事業を推進します。

また、庁内関連部署との連携をより一層強化し、相互の事業協力、情報共有、職員意識の醸成を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進します。

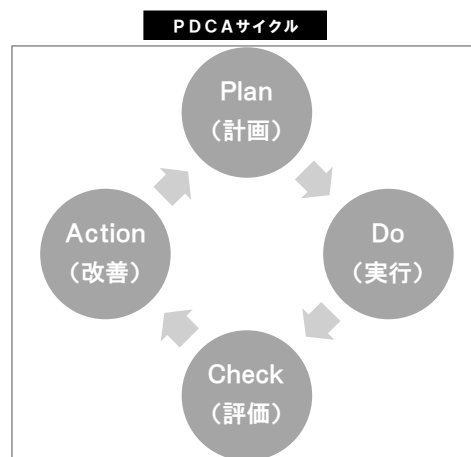
イ 市民、関係団体、企業等

市民、関係団体、企業等は、すべての市民が生涯にわたってスポーツに親しむよう、主体的な行動・活動をもって、市民の健康長寿、スポーツ文化の定着、そして地域の活性化に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

第二次計画の進行管理は、継続的な評価と改善を繰り返すPDCAサイクルを基本とします。

本市教育委員会が、適宜、計画の進捗状況及び成果（達成度等）を調査・確認します。計画の進捗状況及び成果を踏まえて、各種事業を効果的に実施します。



第6節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

第二次計画は、市民及び関係団体等と協力・連携して策定しました。

ア 武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会

関係団体及び有識者等で構成する協議組織であり、本市の状況及び市民アンケート等の意見を踏まえた上で、実践的かつ専門的な知見を交えて第二次計画を検討しました。

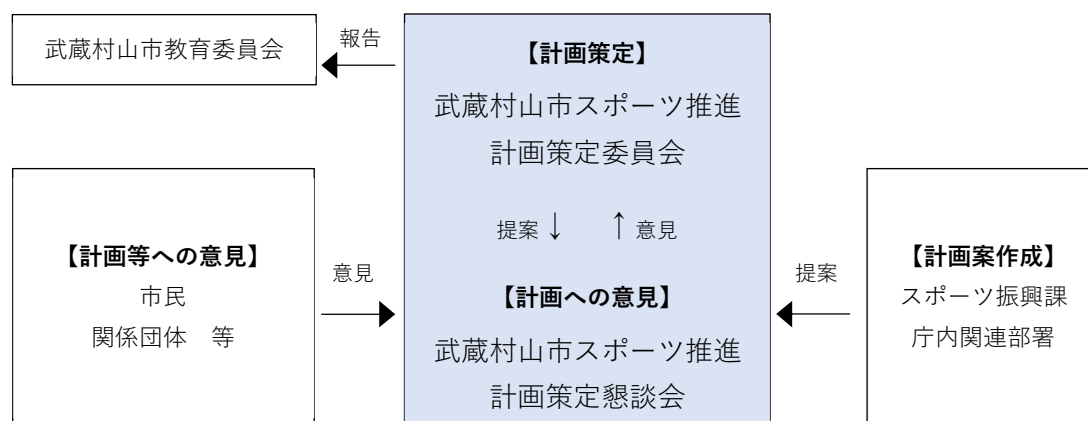
イ 武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会

庁内の関連部署で構成する協議組織であり、武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会の意見を十分に検討した上で第二次計画を決定しました。

ウ 市民、関係団体等

市民アンケート、関係団体アンケート、パブリックコメントを通じて、第二次計画に関する意見・提案を行いました。

図表 第二次計画の策定体制



2 市民アンケート、関係団体アンケート等実施概要

【市民アンケート】	
目的	運動・スポーツ活動の実態、スポーツ行政に関する意見の把握
調査対象及び抽出方法	18歳以上の市民 2,000人 層化無作為抽出法（居住地域、年齢の人数割合を踏まえて無作為抽出）
調査期間	令和2年9月4日（金）～9月23日（水）
調査方法	無記名によるアンケート調査 調査票の郵送配付・郵送回収 御礼状兼督促状の発送1回
回答者数（回答率）	801票（有効回答率40.1%） ※白票2票除く
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動・スポーツの楽しみ方に関する実態、意見 ○ 地域の運動・スポーツに関する実態、意見 ○ 日頃の運動・スポーツに関する実態、意見 ○ 回答者属性 ○ 市の取組への意見（自由記述）
【関係団体アンケート】	
目的	活動・運営の実態、スポーツ行政に関する意見の把握
調査対象及び抽出方法	市内の活動団体 43団体 協会・支援団体（※） 7団体 合計50団体 ※スポーツ推進委員協議会、スポーツ協力員連絡会、体育協会、 スポーツ少年団本部
調査期間	令和2年11月10日（火）から順次配付～11月30日（月）
調査方法	団体記名によるアンケート調査 郵送、電子メール、手渡し等による配付 団体の任意の方法（郵送、電子メール、FAX、窓口持参等）で回収
回答者数（回答率）	市内の活動団体 29団体（有効回答率67.4%） 協会・支援団体 3団体（有効回答率42.9%） 合計 32団体（有効回答率64.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動状況 ○ 市の運動・スポーツの取組に関する意見
【パブリックコメント】	
目的	市民から計画（案）に関する意見・提案を把握
調査期間	令和3年12月10日（金）～令和4年1月9日（日）
実施方法	市ホームページ、市役所、スポーツ施設等における計画案の閲覧
意見方法	電子メール、電話、FAX等による提出

第2章

本市のスポーツを 取り巻く現状と課題

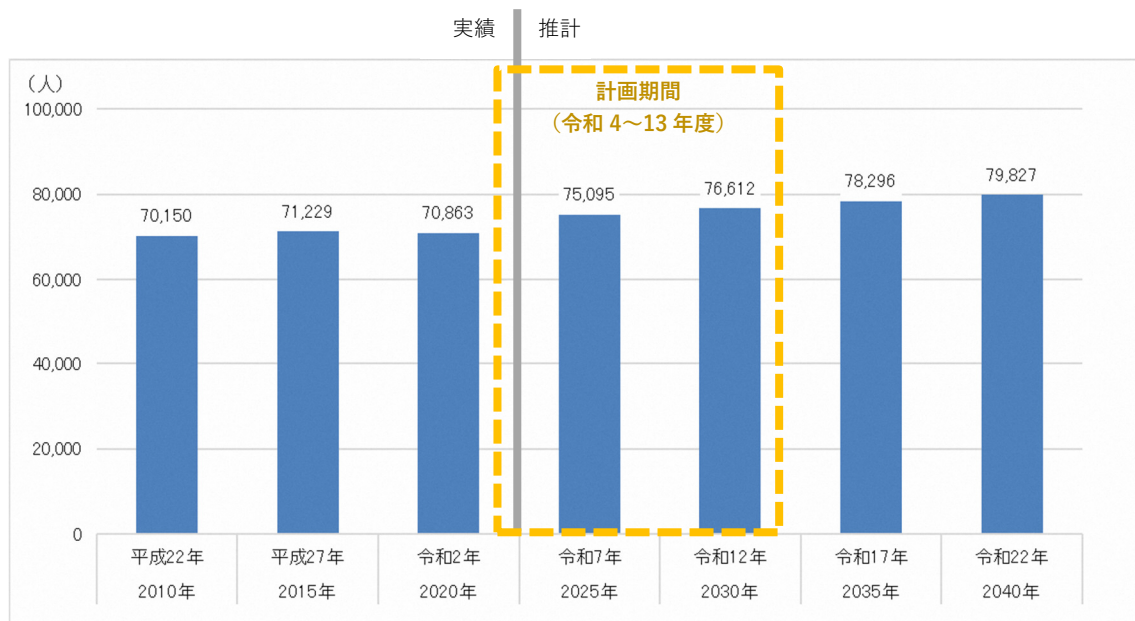
第1節 スポーツを取り巻く現状

1 人口

日本の人口は平成20年をピークに減少に転じましたが、本市の人口は平成7年から減少に転じたものの平成14年頃から再び増加傾向になり、現在に至っています。

今後の本市は、「持続社会（理想像）^{*9}」の構築に向けて、人口増加のための様々な取組を行っていくことによって、令和12（2030）年の推計人口を約76,000人としています。

図表 総人口の実績と将来推計



出典：令和2年まで国勢調査、令和7年以降は武蔵村山市第五次長期総合計画「人口フレーム」

人口に関する動きとして少子高齢化が今後も進み、高齢化率（人口に占める高齢者割合）は令和15（2033）年頃から急激に上昇することが想定されます。市南部（南東地域＋南西地域）に人口の約7割（約5万人）が居住し、そのうち、南東地域に人口の約4割（約3万人）が集中する状況が続く見通しです。

また、これまででは多くの市民が市外に通勤していましたが、今後はテレワーク等の定着によって平日の在宅時間の増加も想定されます。

^{*9} 持続社会（理想像）とは、各年代の人口が一定であることによって、公共施設の配置や行政サービスの提供を安定して行うことができる状態を指す（武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略より）。

2 スポーツ活動団体、協会・支援団体

本市ではスポーツ競技団体や武蔵村山市スポーツ少年団^{*10}を始め、様々な団体がスポーツやレクリエーション活動を行っています。そうした市民主体の活動が盛んになるよう、スポーツ推進委員、スポーツ協力員、体育協会、スポーツ少年団本部が支援しています。

また、地域住民が中心となって主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」が平成25年2月に誕生し、様々なスポーツ活動や文化活動を展開しています。

このほか、本市のスポーツ事業に参加する障害者施設等もあり、多くの団体がスポーツ都市の一翼を担っています。

図表 市内で活動する団体、協会・支援団体（令和3年10月末現在）

区分	団体	団体数 (団体)
活動団体	総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」	1
	体育協会加盟団体	19
	スポーツ少年団単位団	2
	学校施設使用団体	114
協会・支援団体	スポーツ推進委員協議会	1
	スポーツ協力員連絡会（中藤、西部、南部、北部）	4
	体育協会	1
	スポーツ少年団本部	1

^{*10}武蔵村山市スポーツ少年団は、平成27年7月に設立。体育協会内に設置する「少年団本部」及び原則小学生以上の団員10人以上と指導者2人以上で登録する「スポーツ少年団単位団」で構成される。

3 スポーツ施設、公園

市民のスポーツ競技、健康増進、レクリエーション活動の場として、スポーツ施設や公園の整備・改修を計画的に進めています。

図表 スポーツ施設、公園（令和3年10月末現在）

施設		内容	面積 (㎡)
総合体育館	第一体育室	バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面	1,900.00
	第二体育室	剣道、空手、軽体操等	250.00
	第三体育室	柔道、合気道等	250.00
	幼児体育室	幼児の自由遊び	70.00
	ランニング走路	一周160m	256.00
	トレーニング室	各種トレーニング機器等	160.00
総合運動公園運動場	第1運動場	野球 右翼92m、左翼98m	20,254.93
	第2運動場	300mトラック、陸上、サッカー等	17,435.15
	第3運動場	少年野球	5,001.50
雷塚公園	野球場	野球 両翼81.5m	7,817.65
	庭球場	クレーコート3面	2,138.85
大南公園	野球場	野球 両翼81m、夜間照明設備	7,161.43
	庭球場	クレーコート3面	2,117.67
三ツ木庭球場		オムニコート2面	2,384.37
野山北公園運動場		多目的グラウンド	6,656.00
野山北公園プール		25m×13m 6コース、幼児用プール190㎡	3,425.17
東京経済大学武蔵村山キャンパス室内プール (東京経済大学室内プール開放事業)		毎年の5月1日から10月31日までの間の 日曜日及び祝日のうち28日間程度 25m×14.2m 6コース	-
公園（都市公園、児童遊園、地域運動場、運動広場、親水緑地広場）		86か所	-

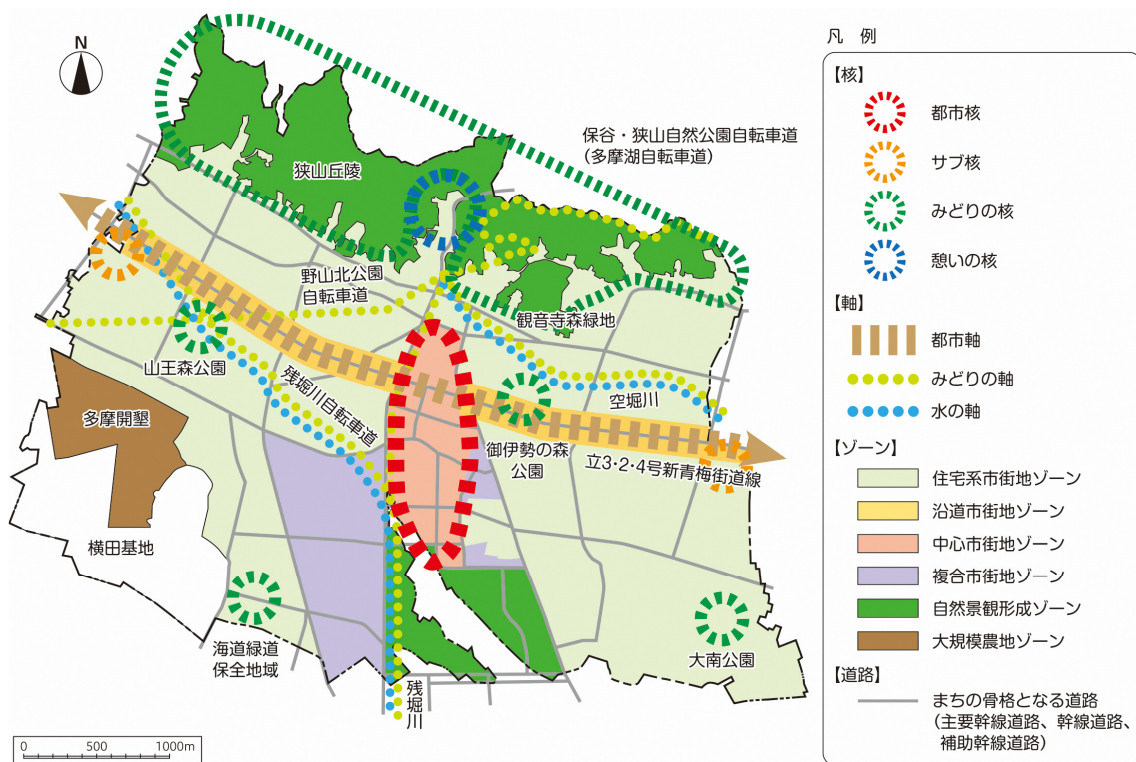
4 将来の都市構造

これからのまちづくりは、市街地と自然環境が共存する地域特性を生かし、『水とみどりのネットワーク』を形成します。

具体的には、貴重な自然環境が残る狭山丘陵や都市公園等を「みどりの核」、野山北公園周辺を「憩いの核」、狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ主要幹線道路沿道や市内を縦横に走る自転車道等を「みどりの軸」と位置付けて整備します。さらに、残堀川と空堀川を「水の軸」と位置付けて、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進します。

こうした基盤整備が進むことにより、様々な運動やスポーツ、レクリエーション活動を楽しむことのできる身近な場所が増えることになります。

図表 将来都市構造図



出典：武蔵村山市第五次長期総合計画「将来都市構造図」

第2節 これからの主な課題

本市の将来人口や都市構造の姿、市民アンケート及び関係団体アンケートによるスポーツに関する意識、これまでの取組の成果等から、今後、本市においてスポーツの気運を高めるための主な課題は次のとおりです。

- [主要課題1] 市民及び地域を主体としたスポーツ活動の活性化が必要
- [主要課題2] 「みる」と「支える」を含め、スポーツが暮らしに溶け込む取組が必要
- [主要課題3] 誰もが気軽に運動・スポーツのできる一層の環境づくりが必要
- [主要課題4] 「する」スポーツの生活習慣化に向け、より効果的・多角的なアプローチが必要

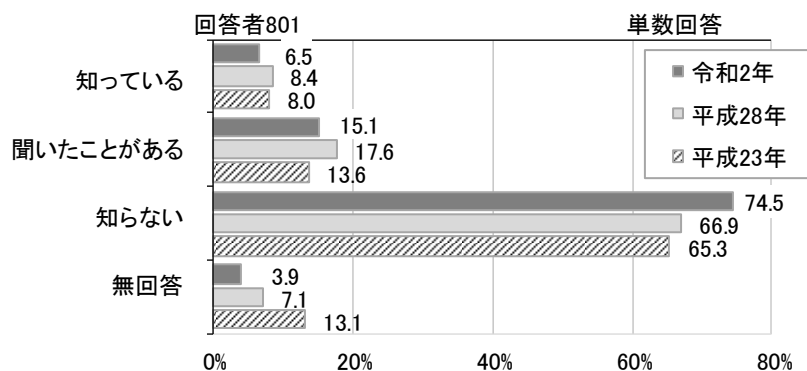
[主要課題1]

市民及び地域を主体としたスポーツ活動の活性化が必要

市民アンケートによると、平成25年2月に誕生した総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」に対する市民の認知度は、「知っている」が6.5%である一方、「知らない」が74.5%に上ります。

過去2回の調査結果でも「知っている」が10%未満であることから、認知度がなかなか高まりません。

図表 市民アンケート／問10 総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」の認知度

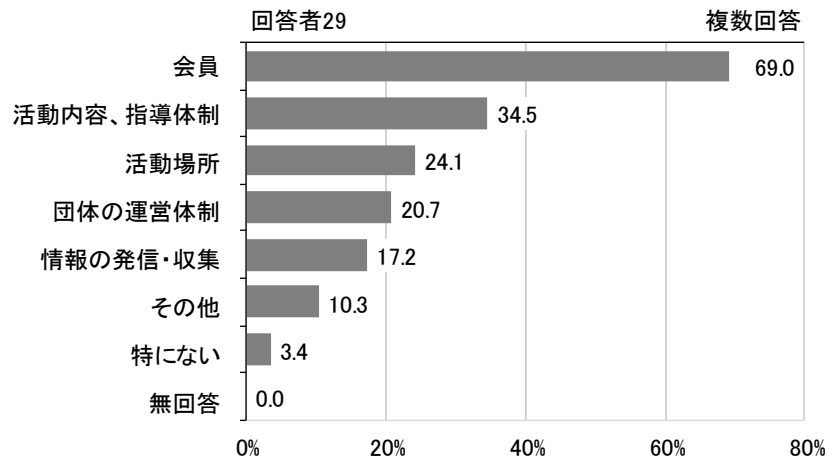


【参考】総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」

- 「だれでも」「いつでも」「いつまでも」「世代を超えて」気軽にそれぞれのスタイルで楽しむことのできる地域コミュニティの場として、平成25年2月に設立されました。
- 身近な公共施設を利用し、年間を通じて様々なスポーツ、文化活動の教室等を開催し、地域住民が集まり交流する「地域の絆づくり」を目指しています。

市内の関係団体アンケートからは「会員（例 会員の減少、新規加入が少ない）」や「活動内容、指導体制（例 マンネリ化、用具・設備不足、指導者不足）」等に課題を抱えている実態がうかがえます。

図表 関係団体アンケート／問2 活動の課題



これまでも総合型地域スポーツクラブの育成、各地区のレクリエーションスポーツ事業等の充実に力を入れて取り組んできましたが、市民や関係団体のアンケート調査結果からは活動の認知度不足や活動上の課題がみられます。一方、本市総合計画では、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるために地域と連携した取組を重視しています。

今後の課題は、各団体や体育協会等の支援団体と一緒に共通する課題を解決し、市民主体・地域主体のスポーツ活動の維持・発展に連携して取り組んでいくことです。特にスポーツ団体の魅力と活動状況を伝える情報発信、指導者の育成、地域との一層の連携等が必要です。

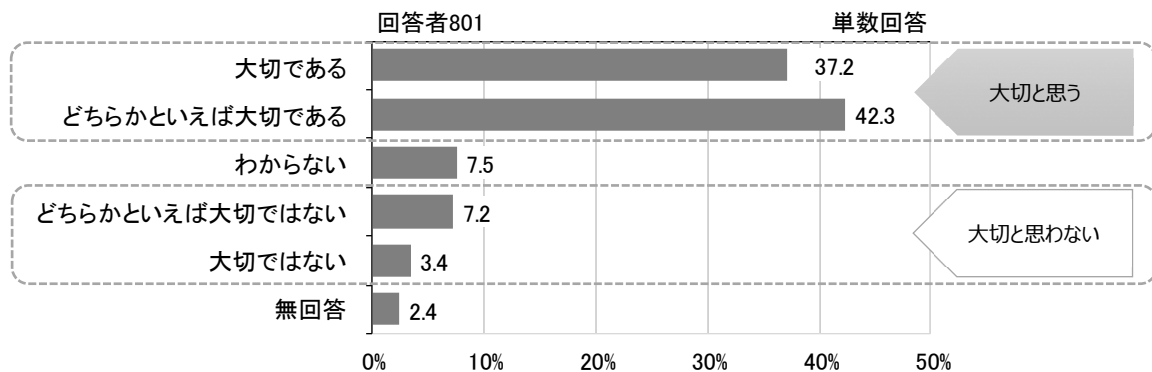
加えて、指導者も参加者も「安全な活動」を最優先する意識啓発と、スポーツによる事故防止等の取組も大切になります。

[主要課題 2]

「みる」と「支える」を含め、スポーツがくらしに溶け込む取組が必要

市民アンケートによると、自分にとって運動・スポーツを「大切と思う（大切である＋どちらかといえば大切である）」と回答した割合が 79.5%を占め、多くの市民がスポーツを価値のある活動と認識しています。

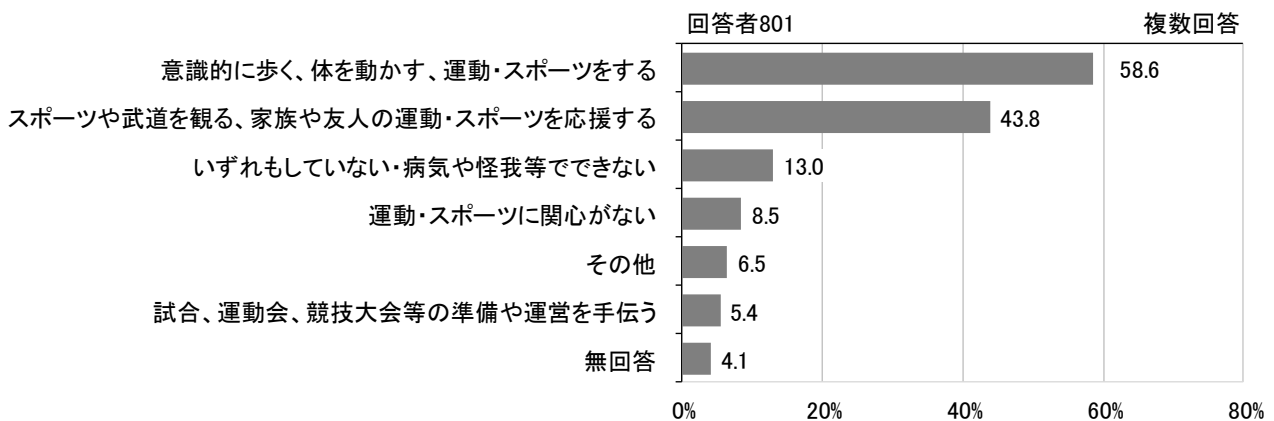
図表 市民アンケート／問3 自分にとっての運動・スポーツの価値



国の「第2期スポーツ基本計画」に「スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできるすべての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく」と記載されています。

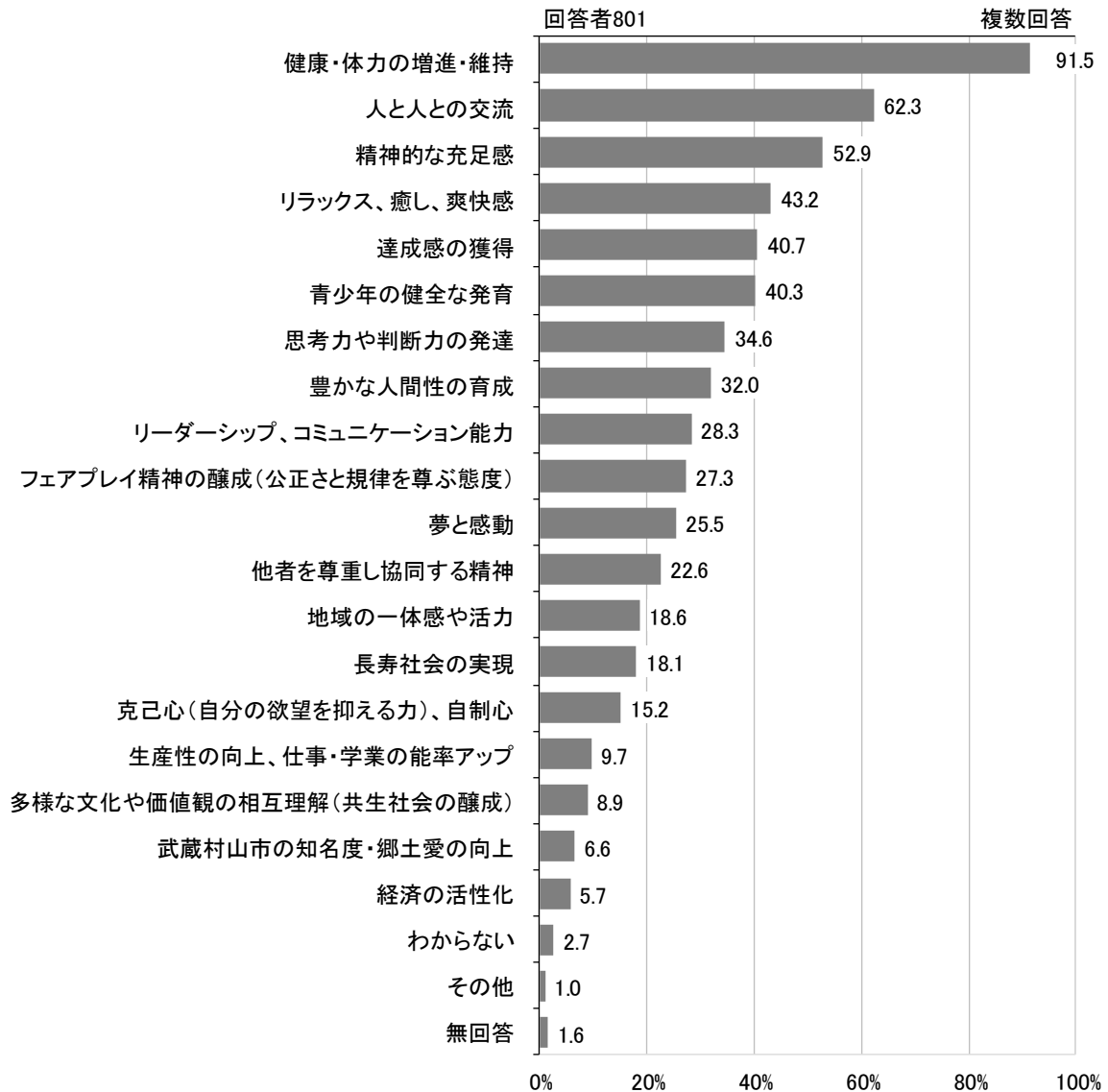
市民アンケートによると、市民も日頃から「意識的に歩く、体を動かす、運動・スポーツをする」や「スポーツや武道を観る、家族や友人の運動・スポーツを応援する」等を含めて自分らしくスポーツを楽しんでいます。

図表 市民アンケート／問1 運動・スポーツの楽しみ方



市民アンケートによると、スポーツが個人や社会にもたらす効果として「健康・体力の増進・維持」を始め、「人と人との交流」、「精神的な充足感」、「リラックス、癒し、爽快感」等を挙げ、運動・スポーツが多くのことの効果があると考えています。

図表 市民アンケート／問8 スポーツが個人や社会にもたらす効果



これまで「する」スポーツの取組を中心に実施してきたため、「みる」と「支える」スポーツの普及やスポーツの情報発信に関する取組の余地は多くあります。

今後の課題は、「する」スポーツを諦めている人や関心のない人、病気や障害等、個人の状況に関わらず、「スポーツ都市」に相応しい、市民がスポーツを幅広く楽しむ気運を市全体で醸成することです。

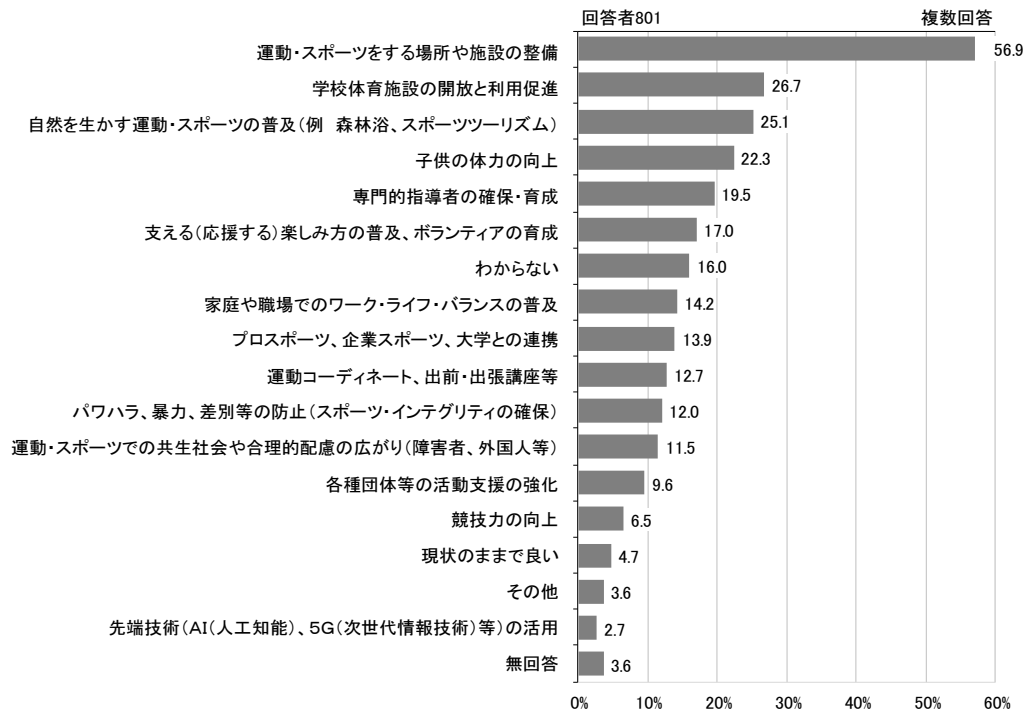
そのため、「みる」と「支える」スポーツを楽しむ機会の提供、スポーツの情報発信の拡充、デジタル技術を生かす新しいスポーツの普及等、スポーツへの関心を高める取組に力を入れることが必要です。

[主要課題3]

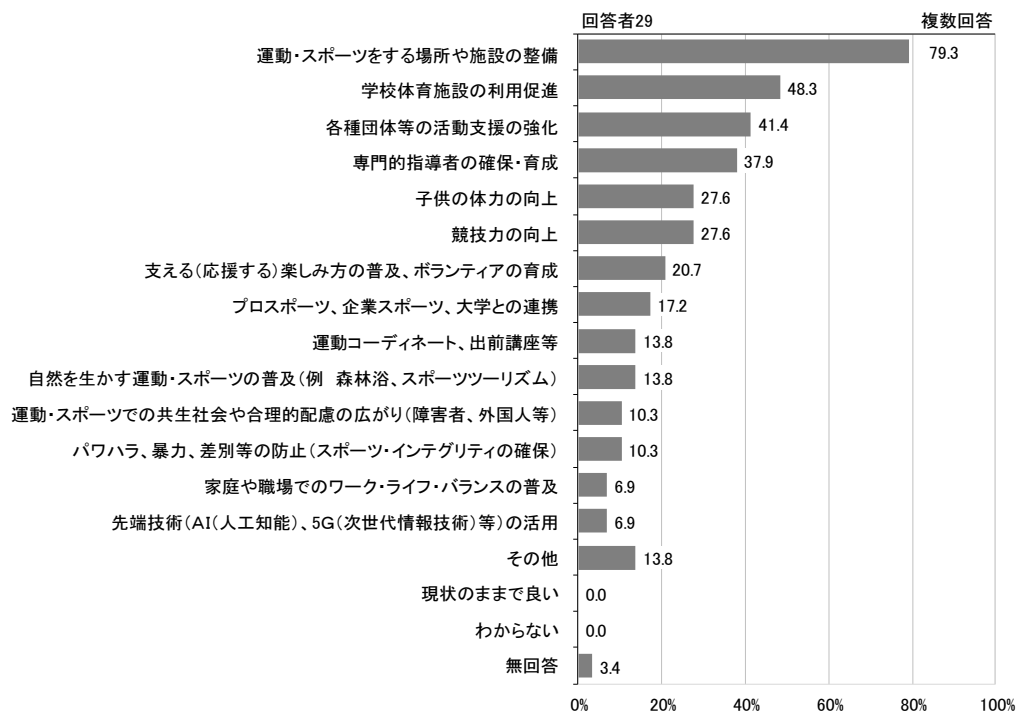
誰もが気軽に運動・スポーツのできる一層の環境づくりが必要

市民アンケート及び関係団体アンケートでは、運動・スポーツの普及に最も大切なことに「運動・スポーツをする場所や施設の整備」を挙げています。

図表 市民アンケート／問17 運動・スポーツが盛んになるために特に大切なこと

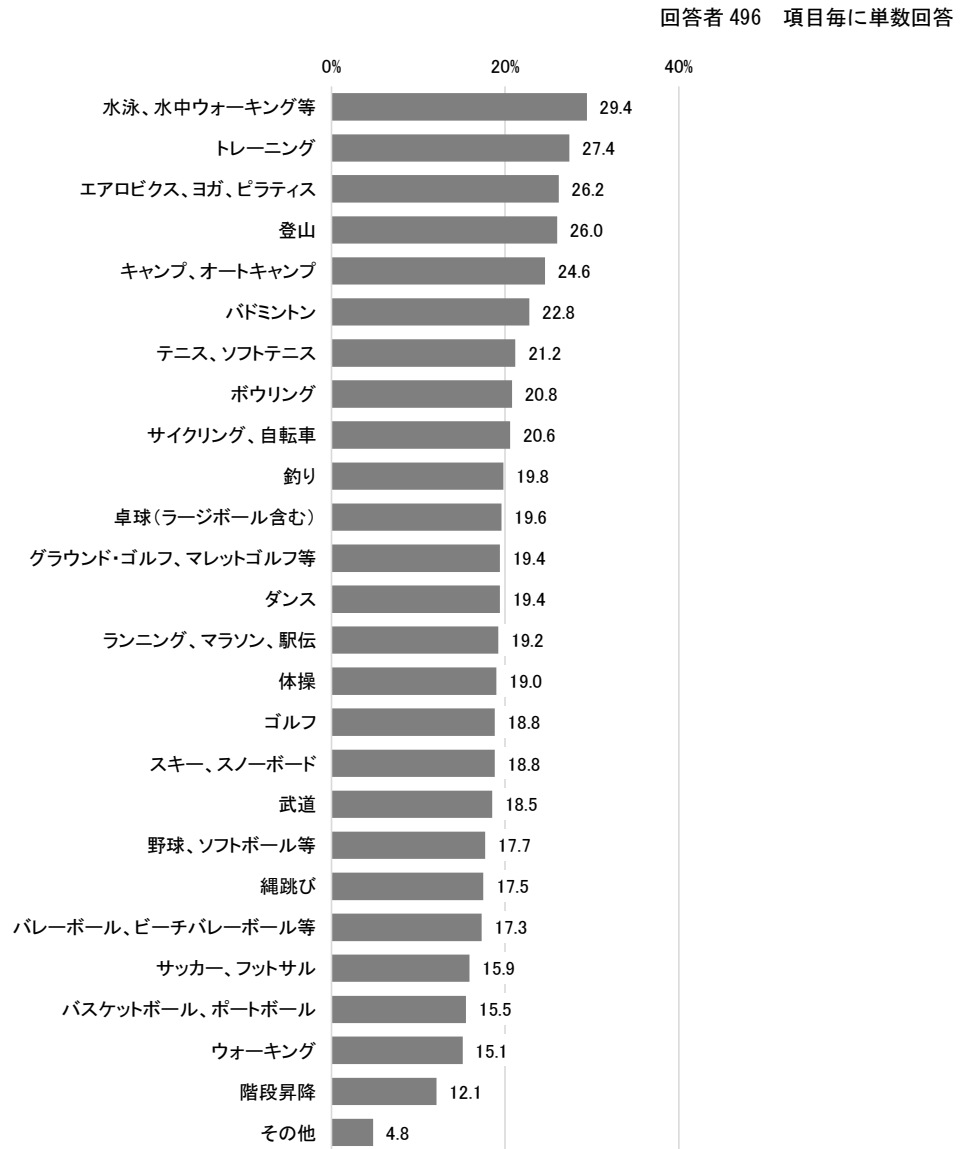


図表 関係団体アンケート／問9 運動・スポーツが盛んになるために特に大切なこと



市民アンケートでは、運動や競技スポーツを行った方の今後やってみたい（興味がある）種目等に「水泳、水中ウォーキング等」、「トレーニング」、「エアロビクス、ヨガ、ピラティス」、「登山」等を挙げています。

図表 市民アンケート／問13- (1) ②（軽い運動・競技スポーツを行った方限定）今後やってみたい（興味がある）種目等（学校の体育、職業を除く）



これまでは施設整備（ハード面）と学校体育施設の開放を中心に進めてきましたが、スポーツ活動全般にわたるノーマライゼーション*¹¹の具現化や地域資源の活用（ソフト面）といった点には取組の余地が多くあります。

今後の課題は、安全性、利便性、機能性を考慮した施設・設備の改修と更新を含め、誰もがスポーツを気軽に楽しむことのできる身近な環境づくりを計画的に推進することです。

そのため、総合運動公園を始めとする施設整備（ハード面）の着実な推進、公共スポーツ施設等へのアクセスの充実が必要です。また、施設の老朽化等を踏まえて、類似施設との統廃合やスポーツ施設の再配置の検討が長期的には必要となります。

加えて、障害の有無、性別、国籍等に関係なく誰もがスポーツを楽しむことのできるノーマライゼーションの具現化や、身近な自然環境を生かして運動・スポーツを楽しむ仕掛けや工夫も必要です。

*¹¹ノーマライゼーションとは、障害のある人や高齢により虚弱状態にある人に限らず、すべての人が地域社会の中でほかの人々と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会の在り方であるという考え方。

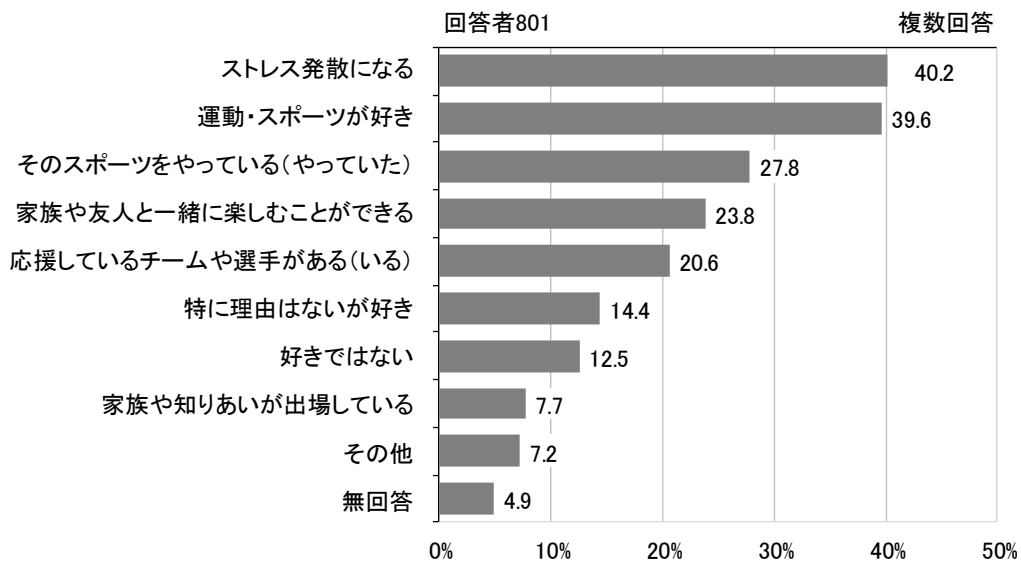
[主要課題 4]

「する」スポーツの生活習慣化に向け、より効果的・多角的なアプローチが必要

市民アンケートによると、運動・スポーツを好きな最大の理由に「ストレス発散になる」を挙げており、心の健康にとって重要な活動と考えています。

また、すべての年齢で「ストレス発散になる」と「運動・スポーツが好き」の2つを上位に挙げています。

図表 市民アンケート／問2 運動・スポーツを好きな理由



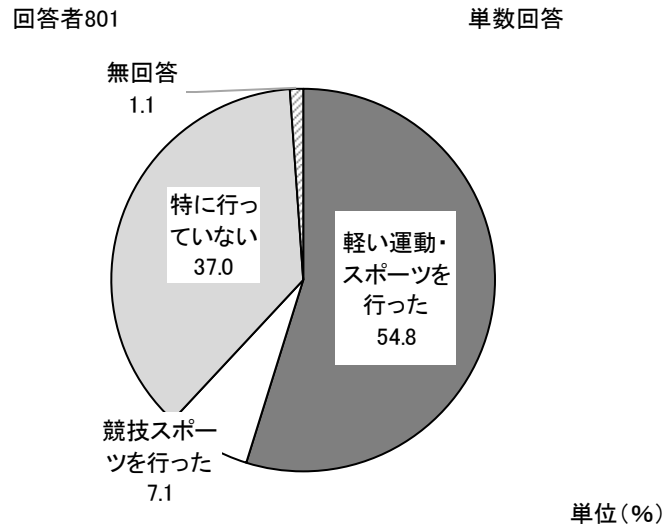
数値は%、網掛は各属性の1位、属性及び設問の「無回答」は非表示

属性		回答者(人)	ストレス発散になる	運動・スポーツが好き	そのスポーツをやっている(やっていた)	家族や友人と一緒に楽しむことができる	応援しているチームや選手がある(いる)	特に理由はないが好き	好きではない	家族や知りあいが出場している	その他
年齢	10・20歳代	62	43.5	38.7	32.3	22.6	21.0	8.1	16.1	1.6	4.8
	30歳代	98	36.7	34.7	30.6	26.5	24.5	9.2	19.4	10.2	5.1
	40歳代	121	38.0	41.3	28.1	30.6	18.2	11.6	15.7	11.6	3.3
	50歳代	129	41.9	48.8	27.9	18.6	23.3	10.9	10.9	10.9	6.2
	60歳代	169	41.4	36.1	27.8	15.4	20.1	18.3	10.1	5.3	10.7
	70歳以上	181	42.5	39.8	26.0	30.9	19.9	19.3	6.6	6.1	9.4

第2章 本市のスポーツを取り巻く現状と課題

市民アンケートでは過去1年間に「軽い運動・スポーツ」と「競技スポーツ」を行った割合を合わせると61.9%です。この割合を年齢で見ると、70%前後と高い10・20歳代と70歳以上に比べて30歳代～60歳代は60%前後とやや低くなっています。

図表 市民アンケート／問13 過去1年間の運動・スポーツの活動状況



数値は%、網掛は各属性の1位、属性及び設問の「無回答」は非表示

属性		回答者(人)	軽い運動・スポーツを行った	競技スポーツを行った	特に行っていない	軽い運動・スポーツ+競技スポーツを行った割合(合計)
年齢	10・20歳代	62	67.7	9.7	22.6	77.4
	30歳代	98	50.0	11.2	38.8	61.2
	40歳代	121	49.6	5.8	44.6	55.4
	50歳代	129	53.5	8.5	36.4	62.0
	60歳代	169	53.8	4.7	39.6	58.5
	70歳以上	181	62.4	6.1	29.8	68.5

これまで「子供」「成年」「中高齢者」に分けてそれぞれに運動・スポーツ活動を支援してきました。しかし、市民アンケート結果を経年でみても運動・スポーツを行った市民の割合は横ばいで推移しており、運動習慣がなかなか広がりません。

少子高齢社会がさらに進むことを踏まえ、今後の課題は、ライフステージに応じた方法で意識的な身体活動(例 外遊び、階段の昇降)や、体操等の軽いスポーツを生活の中に無理なく取り入れることが必要です。特に多忙な働き盛り世代に運動・スポーツを普及することが重要な取組になります。

そのため、子供、働き盛り世代、中高齢者といったそれぞれのライフステージとスポーツの多様な効果を勘案し、進化するデジタル技術を活用した運動習慣の普及や、スポーツと親和性の高い福祉・生涯学習分野等の事業との連携を図り、より効果的・多角的な取組を展開することが必要です。

第3章

スポーツ推進施策

方針1 スポーツの多面的な魅力の普及

1 地域スポーツ、スポーツ団体の活性化

〔現状と課題〕

▼総合型地域スポーツクラブ

市内唯一の総合型地域スポーツクラブ「よってかっしえクラブ」は、スポーツ、文化、社会的な活動を通じて気軽な地域コミュニティの場を目指して活動しています。

市民アンケートでは「よってかっしえクラブ」の活動に対し、「土曜・日曜・祝日の活動」や「競技種目・レクリエーション種目が豊富にある」ことを期待しています。その中で会社員等は「土曜・日曜・祝日の活動」を特に期待しています。

今後は、「よってかっしえクラブ」が市民のスポーツ活動の身近な受け皿となるよう、市民の認知度を高めるとともに、活動内容や活動場所を広げること、人材育成や資金確保等の組織運営の基盤を強化することが期待されます。

▼スポーツ団体

市内では数多くのスポーツ団体が活動し、市民スポーツの気運向上に貢献しています。関係団体アンケートによると、多くの団体が今後の活動に「現状維持」もしくは「拡充」の意向を持っており、ほかの団体、企業、大学等と協力・連携する意向を持つ団体も少なくありません。その一方、活動を「縮小していく（していかざるを得ない）」と回答した団体もあります。

令和3年4月現在、武蔵村山市スポーツ少年団は2団体であり、少子化や競技の多様化等も影響し、登録団体（単位団）数がなかなか増加していません。

今後は、スポーツ団体の活動の継続や拡充に向けて、各団体、体育協会等、行政の連携を強化することが必要です。また、少子高齢社会や人生100年時代を迎えた今日、スポーツ団体と地域活動の連携、様々な分野の団体同士の連携も必要になります。

▼スポーツ推進委員、スポーツ協力員

市民のスポーツ活動の推進やスポーツ推進のための指導、助言、各地区のスポーツ事業を支援するスポーツ推進委員を委嘱しています。また、スポーツ協力員を市内4地区（中藤地区、西部地区、北部地区、南部地区）に設置しており、レクリエーションスポーツ事業やニュースポーツ体験教室を地域独自に実施しています。活動には多くの地域住民が参加できるよう、人気の高い種目（ボッチャ、卓球等）を適宜取り入れています。地区ふれあいスポレク大会は4地区同時開催で毎年度行っています。

スポーツ推進委員やスポーツ協力員等の団体アンケートによると、「今まで以上に指導者の確保・養成を図りたい」、「新しいスポーツ・レクリエーションを取り入れたい」という前向きな意向がある一方、スポーツ協力員のなり手不足もうかがえます。

今後は、少子高齢化や健康志向の高まりを背景に、地域資源の活用や新しい種目の導入といった各地区の継続的な工夫が必要です。また、継続的な活動のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員の人材確保、最新の指導方法の普及等も必要です。

〔具体的な取組〕

(1) 総合型地域スポーツクラブの運営支援

番号	取組名	内容	方針	所管
1	市民主体の組織運営の支援	クラブ運営の基盤強化に向けて、総会への出席や事業への協力、連絡調整等の実施、補助金の交付を行います。	継続	スポーツ振興課
2	活動情報の発信支援	市民の認知度向上と参加者増加に向けて、クラブ通信の市ホームページ掲載、市SNSの活用、市報での活動紹介等を行います。	拡充	スポーツ振興課
3	活動地域の拡大支援	活動地域を大南地区以外に広げるため、各地区の公共施設（各地区会館、緑が丘ふれあいセンター等）の利活用を図ります。	継続	教育総務課 スポーツ振興課
4	人材の確保・育成	地域のスポーツをマネジメントする能力や指導力のある人材の確保・育成に向けて、関係団体との連携、補助金・交付金の交付を行います。	継続	文化振興課 スポーツ振興課

(2) スポーツ団体等との連携

番号	取組名	内容	方針	所管
5	武蔵村山市スポーツ少年団の活動支援	スポーツ大会への参加や講演会の開催を支援します。 研修会等へ人員を派遣し、単位団の運営・指導者資格の取得を支援します。	拡充	スポーツ振興課
6	体育団体の活動支援	体育協会への支援を通じて、体育団体の活動運営の支援を行います。	継続	スポーツ振興課

(3) 各地区のレクリエーションスポーツ事業等の充実

番号	取組名	内 容	方針	所 管
7	各地区のレクリエーションスポーツ事業等の充実	各地区の活動の活性化に向けて、スポーツ協力員と連携し、活動種目や開催方式等に地域ニーズを取り入れながら、より多くの地域住民がスポーツと交流を楽しむ事業を実施します。	拡充	スポーツ振興課
8	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図ります。	継続	スポーツ振興課
9	市民総合体育大会の開催支援	体育協会が主催する市民総合体育大会を支援します。	継続	スポーツ振興課
10	総合体育館自主事業の実施	いつでも、誰でも、気軽に参加でき健康・体力づくりができる自主事業を実施し、市民の健康増進を図ります。	継続	スポーツ振興課
11	スポーツ都市宣言記念事業の実施	毎年、スポーツ都市宣言記念事業を実施し、市民がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。 スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力のまちづくりを推進します。	継続	スポーツ振興課
12	ニュースポーツ体験教室の実施	世代や性別を問わないスポーツ活動の普及に向けて、スポーツ推進委員とスポーツ協力員と連携して、広報の充実、種目等の運営上の工夫を図り、体験教室参加者の増加に取り組みます。	拡充	スポーツ振興課
13	スポーツ推進委員・スポーツ協力員の育成	地域スポーツを幅広く推進するための組織を育成し、指導者としての育成を図ります。	継続	スポーツ振興課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
1	総合型地域スポーツクラブの会員数	164人	143人	405人	530人
2	総合型地域スポーツクラブの事業種目	8事業	8事業	11事業	13事業
3	スポーツ少年団登録団体数	3団体	2団体	7団体	11団体
4	各地区のレクリエーションスポーツ事業等への参加者数	929人	中止	1,600人	2,000人
5	ニュースポーツ体験教室の参加者数	88人	57人	300人	450人

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

2 「みる」スポーツと「支える」スポーツの普及

〔現状と課題〕

▼「みる」スポーツ

インターネットやテレビ等でレベルの高い競技や試合を「みる」ことや好きな選手やチームを「応援する」ことによる感動や一体感は、スポーツの楽しみ方の一つです。そのことをきっかけに「する」スポーツにつながることも期待できます。

今後は、年齢やスポーツへの関心を問わず、スポーツの持つ多彩な魅力に接することができるよう、市内におけるスポーツイベントの開催や観戦機会の拡大、国内外のトップ選手に接する機会を増やすこと等が必要になります。

▼「支える」スポーツ

スポーツには「する」「みる」に加えて、「支える」楽しみもあります。例えば、保護者として子供のスポーツ活動の見守りや送迎、指導や審判による関わり、運動会や地域のスポーツ行事の運営の手伝い、スポーツ団体への募金やチャリティ等が挙げられます。こうした活動には年齢、体力、運動能力、専門的知識の必要がなく参加できるものも数多くあります。

市民アンケートによると、運動・スポーツを支える（応援する）活動への関心や経験を持つ市民の割合は4割半ばです。そして、スポーツを支える（応援する）活動を始めたり、続けたりするために「誰でも気軽に参加できる機会、参加のしやすさ」を挙げています。

今後は、こうした市民意向も踏まえ、スポーツの気運を醸成し、人生100年時代に生涯にわたってスポーツを継続的に楽しむことのできるよう、スポーツを「支える」ことの普及啓発やスポーツボランティアの育成が必要になります。

〔具体的な取組〕

(1) 「みる」スポーツの普及

番号	取組名	内容	方針	所管
14	スポーツ志向の醸成	様々なスポーツを体験する機会を設定し、フェアプレーやチームワークの精神、体力向上や健康づくりに意欲的に取り組む態度を養います。	継続	教育指導課

番号	取組名	内 容	方針	所 管
15	スポーツ大会やイベント等の観戦機会の創出	スポーツの魅力を体感する機会の充実に向けて、世界的なスポーツイベントのパブリックビューイング（公開観戦）、トップ選手の技術やスポーツマンシップを体感するイベント等を実施します。	継続	スポーツ振興課

(2) 「支える」スポーツの普及

番号	取組名	内 容	方針	所 管
16	ボランティアマインドの醸成	「支える」活動を通じて、発達段階に応じたボランティアに関わる取組を推進することで、継続的、計画的にボランティアマインドを高め、自尊感情の向上を図ります。	継続	教育指導課
17	指導者の確保・育成	各種研修会への派遣を行い、レクリエーションスポーツ等の指導者やスポーツ障害の予防等に対応できる指導者の確保・育成を行います。	継続	スポーツ振興課
18	休日の部活動の地域移行の検討	令和5（2023）年度以降の段階的な地域移行を見据え、地域部活動の運営を担う人材や指導者の確保を行うとともに、生徒、保護者等の理解促進を図っていきます。	新規	教育指導課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
6	指導者研修会（スポーツ少年団）の派遣人数	4人	4人	14人	20人

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

3 スポーツの気運を高める取組の充実

〔現状と課題〕

▼スポーツ情報の発信

本市のスポーツ事業に関する情報は、チラシ、ポスター、市ホームページやSNS、市報で発信しています。

市民アンケートをみると、情報入手方法は「市の広報誌やパンフレット」が最も高くなっています。また、「施設の利用方法」や「大会やイベント等の情報」に関心があることがうかがえます。

今後は、「多忙感」からスポーツをしない割合が高い働き盛り世代に対し、運動・スポーツへの関心の喚起につながる情報発信がますます重要になることから、情報を広く周知する目的に加えて、市民の運動・スポーツへの関心を高めるための工夫が必要です。

▼スポーツにおける安全対策

地球温暖化の影響により、年々、湿度が高い梅雨の時期や真夏の炎天下でのスポーツは熱中症の危険性が高まっています。また、運動やスポーツをやってこなかった人が準備なしに激しい運動をした場合、怪我や事故につながる恐れもあります。

しかしながら、怪我や事故、熱中症や感染症等は正しい知識に基づく指導によって、ある程度、予防することができます。

運動やスポーツをする人を増やしていくため、今後はスポーツ中の事故等を減らす対策がより一層求められます。

▼スポーツによる持続可能な開発目標（SDGs）の推進

これからのまちづくりは持続可能な開発目標（SDGs）につながる視点も必要です。スポーツ分野においても、スポーツとの親和性が比較的高い「健康・福祉」、「教育（生涯学習）」、「ジェンダー平等」、「住みやすいまちづくり」、「安心・安全（平和）」、「パートナーシップ」といったゴール（国際目標）につながる取組を市民・地域と一体となって進めることが求められます。

〔具体的な取組〕

(1) スポーツの気運を高める情報発信

番号	取組名	内容	方針	所管
19	多様な方法によるスポーツ情報の発信	市報、スポーツ施設の案内パンフレット、市ホームページ、SNSによる情報発信を行います。	継続	秘書広報課 スポーツ振興課
20	関係団体と連携したスポーツ情報の発信	総合型地域スポーツクラブや体育協会等と連携し、スポーツ情報を発信します。	継続	スポーツ振興課
21	スポーツ情報の充実	東京都のスポーツ情報ポータルサイト「スポーツTokyoインフォメーション」や障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」等、国や東京都の情報ツールを活用し、市民に広くスポーツの多彩な魅力を発信します。	継続	スポーツ振興課

(2) スポーツにおける安全対策の普及

番号	取組名	内容	方針	所管
22	熱中症予防の実施	東京都教育委員会の「体育・スポーツ活動中の熱中症予防マニュアル」に基づき、学校の授業や部活動における熱中症予防対策を実施します。 各協会やスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動やスポーツイベント等における熱中症予防対策を実施します。	継続	教育指導課 スポーツ振興課

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）につながるスポーツ施策の推進

番号	取組名	内容	方針	所管
23	持続可能な開発目標（SDGs）につながるスポーツ施策の推進	持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指すスポーツ施策を研究し、市民・地域と協力しながら推進します。	新規	スポーツ振興課

方針2 スポーツとレクリエーション環境の充実

1 公共スポーツ施設の整備・充実

〔現状と課題〕

市内の主な公共スポーツ施設として、総合体育館、総合運動公園運動場、雷塚公園と大南公園の野球場・庭球場、三ツ木庭球場があり、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として利用されています。

公共施設の利用に当たっての利便性向上のため、公共施設予約システムの運用、計画的な施設改修や設備の更新、市内循環バスの運行等を実施し、多くの市民に利用されています。ただし、一部の施設では年間利用者数が伸び悩んでいます。

プールは、野山北公園プールがありますが、設置後40年を経過しており老朽化が著しい状況です。このほか、平成21年度から東京経済大学武蔵村山キャンパス室内プールを借り受けて市民に開放する事業を実施しています。

今後は、スポーツ・レクリエーション活動拠点として、多様なニーズに対応する施設・設備・備品の更新、防災機能や環境性能等の向上、継続的な利便性向上の取組が必要です。

〔具体的な取組〕

○ 公共スポーツ施設の整備・充実

番号	取組名	内容	方針	所管
24	総合運動公園の整備	競技スポーツ等、市民の高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。	継続	スポーツ振興課
25	総合体育館の適正な管理運営	総合体育館の指定管理者制度を継続し、モニタリングによる施設の適正な管理運営に努めます。	拡充	スポーツ振興課
26	プールの開設	水泳を通じたスポーツ・レクリエーションを推進するため、夏休みを中心に野山北公園プールを開設します。 東京経済大学室内プール開放事業を継続します。	継続	スポーツ振興課

番号	取組名	内 容	方針	所 管
27	プールの整備	野山北公園プールは、老朽化に伴う改修等を実施しながら、当面は維持管理を行い、再整備・廃止等を検討します。	継続	スポーツ振興課
28	公共スポーツ施設等へのアクセスの充実	利用者の動向等を踏まえ、市内循環バスの路線再編を進めます。 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸の進捗を踏まえ、スポーツ施設等への交通体系の再編を検討します。	継続	交通企画・モノレール推進課
29	公共スポーツ施設の計画的な改修	施設の長寿命化対策を基本に、防災機能や環境性能等の向上を含めた計画的な改修を行います。 改修に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが利用しやすい改修を行います。	継続	施設課 スポーツ振興課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
7	総合体育館利用者数	85,089人	55,161人	90,000人	95,000人

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

2 スポーツとレクリエーションの身近な環境づくり

〔現状と課題〕

市民が気軽に運動できるよう、小・中学校の学校体育施設の開放、身近な公園や広場等の整備と健康遊具の設置、地区会館の利用促進等を進めています。

市民アンケートによると、スポーツを行う主な場所は「自宅」と「市内の広場、公園、森林等」です。また、スポーツを普段しない人はスポーツをするためのきっかけとして「自分の都合のいい日・時間帯にスポーツができる施設・場所がある」や「気軽にスポーツができる施設・場所がある」を挙げています。こうした市民意向から、スポーツを始める人を増やすためには、体を動かしたくなる場所や環境が身近にあることが重要と考えられます。

今後は高齢化が着実に進み、余暇を楽しむ市民が増えます。また、ポストコロナ社会のテレワーク等の定着により、平日や早朝・夜間にスポーツを楽しむ市民が増えることも予想されます。そのため、緑豊かな歩道や自転車道が整備される『水とみどりのネットワーク』を生かし、市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことのできる環境づくりを着実に進めていく必要があります。

〔具体的な取組〕

○ スポーツとレクリエーションの身近な環境づくり

番号	取組名	内容	方針	所管
30	体育施設の整備・充実	体育施設の整備・充実を図り、市民のスポーツ環境の整備に努めます。	継続	施設課 スポーツ振興課
31	校庭・屋内運動場開放の推進	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放します。	継続	スポーツ振興課
32	地域運動場、公園・広場の整備	公園施設遊具の管理点検を毎年行い、遊具の更新、乳幼児でも遊ぶことのできる遊具や健康遊具の整備を進めます。 都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、地域運動場・運動広場については、毎年優先順位を設定して、整備及び改修を計画的に推進します。	継続	環境課

番号	取組名	内 容	方針	所 管
33	地区会館等の利用促進	室内での運動やニュースポーツの普及に向けて、地区会館等の利用可能な部屋や空き状況等を確認できる新しい公共施設予約システムの効果的な運用を図ります。	継続	文化振興課
34	自然を生かしたウォーキングやサイクリングの普及	『水とみどりのネットワーク』の主軸となる歩道・自転車道は季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持つよう整備します。 狭山丘陵ハイキングコース、残堀川、空堀川沿いの歩道・自転車道の利用を促進する取組を進めます。	継続	都市計画課 環境課 スポーツ振興課
35	市民ニーズに応えるスポーツ環境づくり	市民・地域・企業等と協力しながら、様々な市民ニーズに応えるスポーツ環境づくりを推進します。	新規	スポーツ振興課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
8	学校体育施設の使用団体数	125 団体	119 団体	130 団体	130 団体

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

方針3 ライフステージに適したスポーツの普及

1 乳幼児期に家庭や地域で体を動かす習慣の定着

〔現状と課題〕

▼家庭の習慣

乳幼児期の十分な身体活動は心身の健全な発達にとって大切なものです。しかしながら、今日の生活環境は、少子化や核家族化の進行、家庭用ゲーム機の普及、安全上の理由等を背景に年少期に異年齢と遊ぶ機会や外遊びの機会が減少し、日常生活を通じて体力や運動機能が身に付く環境ではなくなりつつあります。

本市でも幼児期から体を動かす楽しさを感じる環境づくりは長年の課題です。そのため、親子でスポーツに親しむ歩け歩け大会、スポーツ都市宣言記念事業、総合体育館事業の親子キャッチボール等を行っています。

今後は、各種事業への親子での参加を増やすとともに、乳幼児期の身体活動に対する親の意識を高めることが課題になります。

▼地域活動

令和3年4月現在、武蔵村山市スポーツ少年団は2団体であり、少子化や競技の多様化等も影響し、登録団体（単位団）数がなかなか増加していません。

その一方で、市民アンケートによると、市主催のスポーツ事業として「少年少女スポーツ大会 少年野球大会」、「少年少女スポーツ大会 サッカー大会」、「歩け歩け大会」等の継続を望んでおり、子供たちの大会や親子で参加できる事業への関心がうかがえます。

今後は、様々な年齢の子供が身近な地域でスポーツに親しむ環境づくりが必要です。

〔具体的な取組〕

○ 乳幼児期に家庭や地域で体を動かす習慣の定着

番号	取組名	内 容	方針	所 管
36	親子でスポーツに親しむ機会の提供	歩け歩け大会、スポーツ都市宣言記念事業、総合体育館事業等を実施し、親子で楽しむスポーツの体験の提供と情報提供を行います。	継続	スポーツ振興課
37	食育の理解を深める事業の開催	乳幼児期の食生活が次期生活習慣や元気な体づくりに重要であるため、子供にもわかりやすい内容の事業を開催します。	継続	子ども子育て支援課
38	離乳食教室・幼児食教室の実施	乳幼児期の食生活が元気な体づくりに重要であるため、離乳食の進め方を学ぶ教室（離乳食教室）、親子で簡単な調理実習を行い、一緒に食べる時間を楽しむ教室（幼児食教室）を実施します。	継続	子ども子育て支援課

2 学齢期における運動習慣の定着

〔現状と課題〕

全国的に子供の体力低下が問題となっており、スポーツをする子としない子の「二極化」も進みつつあります。しかしながら、小学生から思春期にかけての身体活動は、生涯にわたる運動習慣を形成する大切な時期です。また、この時期に知・徳・体をバランス良く育むことにより、社会を生き抜く力の養成につながります。そのため、学校や地域でスポーツを行う機会や時間を意識的に確保する必要があります。

公立小・中学校の各校では、年間通じて児童生徒の体力向上に向けた指導法の工夫・改善に取り組んでいます。各中学校には6～9つの運動系部活動があり、生徒に選択肢を持たせながら、運動系部活動の充実を推進しています。

学校教育以外の活動として、市内小学生を対象とする少年・少女スポーツ大会（野球、サッカー、ドッジボール、相撲）を毎年開催しています。令和元年度にはサッカー大会とドッジボール大会において、競技力向上の事前講習会を開催しました。このほか、総合体育館自主事業によるステップアップ教室の実施、開放管理員を配置して子供たちが安心して遊べる小学校校庭遊び場の開放事業も行っています。

今後は、学校や地域の取組を通じて、学齢期における運動習慣を着実に定着させることが重要です。

〔具体的な取組〕

○ 学齢期における運動習慣の定着

番号	取組名	内容	方針	所管
39	体力向上に向けた指導法の工夫・改善	体力テストの結果を基に、指導法の工夫・改善を図り、体力向上を図るための取組を計画・実行します。 東京都統一体力テストの実施・分析を行い、体育授業の改善に役立てます。	継続	教育指導課 スポーツ振興課
40	中学校における部活動の加入促進、部活動への支援	生徒の志向を大切にしながら柔軟な部活動運営を行うとともに、継続すること、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるように指導します。 市内中学校の部活動指導員、部活動支援員を採用し、生徒の志向を大切にしながら柔軟な運営を行います。	継続	教育指導課

番号	取組名	内容	方針	所管
41	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボール、相撲等、小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図ります。	継続	スポーツ振興課
42	小学校の校庭・遊び場の開放	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在校する児童を対象に、放課後の小学校の校庭を遊び場とし、開放します。	継続	スポーツ振興課
43	ステップアップ教室の実施	総合体育館において子供対象のダンス等の教室、高校生以上を対象のヨガ、フラダンス、ピラティス等のフィットネスやバドミントン、卓球等の教室を実施します。	継続	スポーツ振興課
44	障害者理解教育の推進	障害者スポーツの体験や交流等、障害者理解を進める教育を一層充実させ、多様性を尊重し、心のバリアフリーを子供たちに浸透させます。	継続	教育指導課
45	食育への取組	学齢期の食生活が元気な体づくりに重要であるため、家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。また、家庭への情報発信を行うほか、学校給食を通じた食育を推進します。	継続	子ども子育て支援課 健康推進課 学校給食課 教育指導課 産業観光課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
9	小学校校庭遊び場開放の利用者数	51,289人	40,275人	53,000人	55,000人
10	東京都統一体力テストにおける小学校5年生のシャトルランの平均値(回数)	男子45.8回 女子37.2回	未実施	男子49回 女子39回	実施
11	東京都統一体力テストにおける中学校2年生の持久走の平均値(秒) (男子1,500m、女子1,000m)	男子391.7秒 女子291.4秒	未実施	男子390秒 女子288秒	実施
12	ステップアップ教室の年間開催回数	1,373回	738回	1,590回	1,810回

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

3 働き盛り世代の運動習慣の定着

(注)「働き盛り世代」は年齢による明確な区分はありませんが、本項目は「10 歳代後半～40 歳代」を主な対象とする施策を位置付けています。

〔現状と課題〕

身近な場で気軽に楽しめるスポーツ等ができる機会を増やすため、かたくりの湯のプールを活用した教室の実施、ウォーキングマップの配布、自宅で無理なく実施できる運動のアドバイスやPR等を行っています。

20 歳以上の市民を対象に行っている健康教室は、令和 2 年度から肩こり腰痛予防教室を開始する等、市民ニーズを踏まえた内容で開催しています。ヨガ体操教室、ピラティス教室、ウォーキング教室については参加者の満足度も高い一方、リピーターの参加が多く、新規参加者を増やす必要があります。

10 歳代後半～40 歳代は生涯で生活環境が最も変化する期間であり、大学進学、就職、家族形成、子育て、親の介護等によってまとまった時間をつくるのが難しくなります。

市民アンケートでも、10 歳代から 30 歳代はスポーツを「週 1 回以上」する割合が 40 歳代以上に比べて低くなっています。スポーツを普段しない人の大きな理由は「仕事や家事が忙しい」であり、特に就労や子育て等のある 40 歳代以下で高くなっています。かつてはスポーツをしていて、現在はしなくなった主な理由も「仕事や家事等で時間が無い」を挙げています。

こうした市民の実態を踏まえ、今後は仕事や家事で忙しい生活に運動習慣を上手く取り入れることができるよう、一人一人が最もやりやすい方法を選択できる事業展開が必要になります。また、「多忙感」を乗り越える動機付けと環境づくりに民間と行政が連携した取組も必要です。

〔具体的な取組〕

○ 働き盛り世代の運動習慣の定着

番号	取組名	内容	方針	所管
46	健康に関する教室の開催	生活習慣病予防教室、骨粗しょう症予防教室、ヨガ体操教室、ピラティス教室、ウォーキング教室等、市民ニーズに応える教室を実施します。	継続	健康推進課 スポーツ振興課
47	身体活動量の増加の推進	ウォーキングマップの配布、自宅で無理なく実施できる運動のアドバイス等、心身の健康維持に効果的なため、日常で取り入れやすい運動を引き続き市民にPRします。	継続	健康推進課
48	かたくりの湯のプールを活用した教室の実施	水中ウォーキングやスイムレッスン等の教室等を実施します。	継続	産業観光課
49	市内企業と連携した運動の習慣化	東京都のスポーツ推進企業認定制度や職場における運動習慣定着化に向けたガイドブック等を活用した取組を推進します。	継続	スポーツ振興課
50	出前講座むさしむらやま塾の活用	働き盛り世代の食生活が元気な体づくりに重要であるため、口の健康づくりや食生活に関すること、出張健康相談について、市民団体からの申込みに対し講座を行い、市民の健康づくりを支援します。	継続	子ども子育て支援課 健康推進課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
13	健康教室の新規参加者の割合	-	-	30%	30%

(注) 令和2年度までの実績数値なし。

4 壮年期・高齢期の運動機会の確保

注：「壮年期・高齢期」は年齢による明確な区分はありませんが、本項目は「50歳代以上」を主な対象とする施策を位置付けています。

〔現状と課題〕

50歳代以上は子育てや仕事が一段落し、時間や経済的に比較的余裕があり、また、老後も見据えて健康をより意識した運動に関心が高まる世代といえます。

市民アンケートによると、50歳代を超えると「健康のため」にスポーツを行う割合やスポーツを「週1回以上」する割合が高まります。また、50歳代以上が興味のある種目等は「トレーニング」、「登山」、「エアロビクス、ヨガ、ピラティス」等です。

こうした意向を持つ世代への動機付けとして、地区活動と連携して一人でも参加できる活動や、自然の中で適切な運動量を確保する活動の普及が必要です。

また、高齢期を迎えた市民には年齢や体の状態に応じた軽い運動、筋力の低下防止や孤立防止を目的とする事業等が必要になります。

〔具体的な取組〕

○ 壮年期・高齢期の運動機会の確保

番号	取組名	内容	方針	所管
51	グラウンド・ゴルフ、ポッチャ事業等の支援	地区スポーツ協力員事業のグラウンド・ゴルフ大会、各自治会等で行うグラウンド・ゴルフ事業の支援、グラウンド・ゴルフ協会の大会支援、「よってかっしゅクラブ」のグラウンド・ゴルフ教室の開催支援、グラウンド・ゴルフ用具等の貸し出しを実施します。	継続	スポーツ振興課
52	老人クラブ活動の支援	老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営経費の一部補助を通じて、高齢者の社会活動の促進を図ります。	継続	高齢福祉課
53	高齢期に適したプログラムによる各種事業の実施	健康教室、介護予防教室等、自宅で無理なく実施できる運動のアドバイス等において、高齢期に適したプログラムを取り入れて実施します。	継続	健康推進課 スポーツ振興課 高齢福祉課

番号	取組名	内 容	方針	所 管
54	出前講座むさしむらやま塾の活用	壮年期・高齢期の食生活が元気な体づくりに重要であるため、口の健康づくりや食生活に関すること、出張健康相談について、市民団体からの申込みに対し講座を行い、フレイル予防等市民の健康づくりを支援します。	継続	子ども子育て支援課 健康推進課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
14	グラウンド・ゴルフ用具、ボッチャ用具の貸し出し件数	71件	31件	84件	96件

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

方針4 スポーツを通じた自己実現の支援

1 障害者スポーツの環境づくり

〔現状と課題〕

本市では心身障害者・児スポーツ教室（毎月）、心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室（年2回）を開催しています。令和元年度には市町村ボッチャ大会が開催され、その予選会を開催しました。各事業で中心的な役割を担うスポーツ推進委員を対象に障害者スポーツに関する資格の取得支援も行っています。

病気や障害の有無、性別や国籍等に関わらず、誰もがスポーツの力を享受できる環境づくりは「スポーツ都市」の大きなテーマであり、障害者が学校や地域で健常者と一緒にスポーツに親しむ環境づくりも重要になります。

国では平成28年4月施行の障害者差別解消法に「合理的配慮」の規定が定められました。が、市民アンケートでは「合理的配慮」という言葉を「聞いたことがない（初めて知った）」が75.8%に上ります。今後は、市の事業や活動団体において合理的配慮に努めるとともに、スポーツを通じた共生社会の推進に向けた全市的な取組が必要です。

【参考】合理的配慮とは

社会の中にあるバリアを取り除くため、障害のある人から行政機関や事業者等に対して何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別に当たります。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

「合理的配慮」の提供義務に関して、国や地方の行政機関は法的義務（同法第7条）、民間事業者は努力義務（同法第8条）となっています。



〔具体的な取組〕

○ 障害者スポーツの環境づくり

番号	取組名	内容	方針	所管
55	心身障害者・児スポーツ教室の実施	心身障害者・児スポーツ教室を継続して実施します。また、開催時間・場所等の工夫、広報を行い参加者の増加を目指します。	拡充	スポーツ振興課
56	心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室の実施	心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室を継続して実施します。また、開催時間・場所等の工夫、広報を行い参加者の増加を目指します。	拡充	スポーツ振興課
57	障害者スポーツに関する資格の取得支援	障害者スポーツへの理解を深めるため、スポーツ推進委員の資格取得を支援します。	拡充	スポーツ振興課
58	障害者スポーツ事業の種目の検討	ボッチャ等の障害者も楽しめる種目の実施を検討します。	継続	スポーツ振興課
59	「合理的配慮」の普及啓発	障害者が学校や地域で健常者と一緒にスポーツに親しむ環境づくりに向けて、スポーツに関する事業（学校教育、公民館活動、福祉事業等）及び事業者や地域活動等において、合理的配慮に努めながら、病気や障害に配慮した移動や活動への支援等を実施します。	継続	教育指導課 スポーツ振興課 関係各課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
15	心身障害者・児スポーツ教室の参加者数	87人	31人	200人	260人
16	障害者スポーツに関する資格を有するスポーツ推進委員数	3人	3人	6人	9人

(注) 実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

2 競技スポーツの環境づくり

〔現状と課題〕

競技スポーツは勝ち負けを決めるものであり、それまでの努力が報われる時、競技者自身とそれを応援する人々が喜びを分かち合います。また、真剣勝負であるからこそ、勝ち負けに関わらず、周りの人に感動を与えることができます。

本市では競技スポーツの推進に向けて市民総合体育大会を始め、幅広い分野で幅広い世代を対象とした競技スポーツ大会を体育協会と連携して開催しています。近年は一般部門のほか、シルバー（マスターズ）部門やジュニア部門の競技スポーツも活発に行われています。

市内中学校では部活動指導員 5 人、部活動外部支援員 40 人（令和 2 年度現在）を採用し、指導体制の強化を図っています。

今後は、市民のスポーツへの関心を高める上でも市全体で競技力のレベルアップが望まれることから、体育協会及び加盟団体の適切な運営、各団体で指導者の確保や指導力の向上がますます重要になっています。

〔具体的な取組〕

○ 競技スポーツの環境づくり

番号	取組名	内容	方針	所管
60	競技スポーツ団体等への支援	体育協会と連携し、競技スポーツ団体等の実態の把握に努め、活動の場の提供等、競技スポーツ団体を支援します。	拡充	スポーツ振興課
61	競技スポーツの推進	毎年テーマを変え、そのテーマに沿った各世代が競技を始めるきっかけとなるよう、オリンピック、パラリンピアン、元プロスポーツ選手や元アスリート等を講師として招き、講演会及びスポーツ教室を開催します。 体育協会においてはジュニア育成・シニアスポーツ振興事業を推進します。	拡充	スポーツ振興課

番号	取組名	内 容	方針	所 管
62	競技スポーツ大会等の開催	障害者の大会を含め、既存の競技スポーツ大会の開催、競技スポーツ種目の充実に努めます。 新たな大会の開催・誘致を検討します。	継続	スポーツ振興課
63	全国大会等出場者への支援	全国大会等出場者補助金を継続し、出場者を支援します。	継続	スポーツ振興課

〔数値目標〕

番号	指標名	実績		目標	
		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和8 (2026) 年度	令和13 (2031) 年度
17	体育協会への加盟団体数	21 団体	20 団体	21 団体	23 団体
18	体育協会主催の競技スポーツの初心者・ジュニア教室、講習会の実施団体数	7 団体	7 団体	9 団体	11 団体
19	競技スポーツ種目数（総合体育大会）	21 種目	感染予防のため中止	21 種目	23 種目
20	近隣市と連携した競技スポーツ大会の開催	ハンドボールフェスティバル（東久留米市） 市町村ポッチャ大会 （26 市）	感染予防のため中止	開催	開催

（注）実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合がある。

第 4 章

參考資料

1 武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会

武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会設置要綱

令和2年7月22日教委訓令（乙）第19号

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画として定める武蔵村山市スポーツ推進計画について市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、スポーツ推進計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより教育委員会が委嘱する委員8人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市体育協会役員 1人
- (3) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (4) 武蔵村山市地区スポーツ協力員 3人
- (5) 公募による市民 2人

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会委員名簿

役職	氏名	職名	備考
委員	遠藤 愛	学識経験者	東京経済大学教授
委員	有吉 正博	体育協会役員	体育協会副会長 (帝京科学大学特任教授)
委員	川島 良夫	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員協議会会長
委員	佐藤 真言	スポーツ協力員	中藤地区スポーツ協力員 連絡会会長
委員	山崎 浩	スポーツ協力員	西部地区スポーツ協力員 連絡会会長
委員	松田 匡	スポーツ協力員	南部地区スポーツ協力員 連絡会会長
委員	力石 昭子	公募市民	
委員	小畑 拓也	公募市民	

※ 敬称略

※ 武蔵村山市スポーツ推進計画策定懇談会設置要綱の規定順

2 武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会

武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

平成23年4月 1日教委訓令(乙)第 5号
平成23年8月19日教委訓令(乙)第33号
平成24年3月19日教委訓令(乙)第 2号
平成29年7月31日教委訓令(乙)第 4号
令和 2年7月22日教委訓令(乙)第12号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、武蔵村山市の実情に即したスポーツの推進に関する計画(次条において「武蔵村山市スポーツ推進計画」という。)を策定するため、武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、武蔵村山市の実情に即したスポーツの推進に関する施策等について検討して武蔵村山市スポーツ推進計画の素案を策定し、武蔵村山市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人をもって組織する。

- 委員は、教育部長、企画財政部企画政策課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長、同部子ども子育て支援課長、都市整備部都市計画課長、教育部教育指導・教育センター担当課長、同部教育総務課教育施設担当課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ教育部長の職にある委員及び教育部スポーツ振興課長の職にある委員をもって充てる。

- 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成23年8月19日教委訓令（乙）第33号）

この要綱は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の日（平成23年8月24日）から施行する。

附 則（平成24年3月19日教委訓令（乙）第2号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日教委訓令（乙）第4号）

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則（令和2年7月22日教委訓令（乙）第12号）

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

第4章 参考資料

武蔵村山市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
委員長	諸 星 裕	教育部長	令和3年7月1日～
	神 子 武 己		～令和3年6月30日
副委員長	西 原 陽	スポーツ振興課長	
委員	増 田 宗 之	企画政策課長	
委員	湊 祥 子	協働推進課長	
委員	中 村 顕 治	産業観光課長	
委員	北 條 浩 之	環境課長	
委員	加 藤 俊 幸	高齢福祉課長	
委員	栗 原 秀 和	障害福祉課長	令和3年4月1日～
委員	阿 部 淳 一		～令和3年3月31日
委員	持 田 文 吾	健康推進課長	令和3年12月10日～
委員	小 野 暢 路		～令和3年12月9日
委員	佐 藤 哲 郎	子ども青少年課長	
委員	高 橋 一 磨	子ども子育て支援課長	令和3年12月10日～
委員	木 村 朋 子		～令和3年12月9日
委員	篠 田 光 宏	都市計画課長	
委員	赤 坂 弘 樹	教育指導・教育センター担当課長	
委員	櫻 井 謙 次	教育施設担当課長	

3 計画の策定経過

<令和2年度>

日程	会議等	概要
令和2年 8月4日	第1回策定委員会	○ 策定概要の検討 ○ 市民アンケートの検討 ○ スケジュールの検討
9月4日～ 9月23日	市民アンケートの実施	
11月10日～ 11月30日	関係団体アンケートの実施	
10月～12月	市民・関係団体アンケート調査結果まとめ（報告書）	
令和3年 1月14日	第2回策定委員会 （書面開催）	○ アンケート調査報告書 ○ PDCAシート及び指標シート調査について
1月～2月	施策進捗（PDCA）調査の実施（庁内）	

<令和3年度>

日程	会議等	概要
令和3年 4月～5月	現行施策進捗調査の実施	
6月3日	第3回策定委員会 （書面開催）	○ アンケート調査の結果報告 ○ 現状と課題の検討
8月25日	第4回策定委員会 （書面開催）	○ 計画（素案）の検討
11月12日	第5回策定委員会 （書面開催）	○ 計画（素案・パブリックコメント用）の検討
12月16日	第1回策定懇談会 （書面開催）	○ 計画（素案・パブリックコメント用）に対する意見募集
12月10日～ 令和4年1月9日	パブリックコメントの実施	
令和4年 2月2日	第6回策定委員会	○ パブリックコメントの結果報告 ○ 計画（最終案）の検討
2月25日	庁議、教育委員会	○ 計画決定

武蔵村山市第二次スポーツ推進計画

(令和4年度～令和13年度)

発行年月／令和4年3月

発行／武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市教育委員会教育部スポーツ振興課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会